

せいかつほご あんない 生活保護のご案内

せいかつほご しんせいちゅう しんせい けんとうちゅう かた
～生活保護を申請中または申請を検討中の方へ～



かんかつふくしじむしょ 【管轄の福祉事務所】

しんこうきょくけんこうふくしぶそうむ ほご
(〇〇振興局健康福祉部総務・保護グループ)

〒郵便番号

じゆうしょ
住所

電話(代表)・FAX

せいかつほご せいとせつめいしや ○生活保護制度説明者	
ちくたんどう ○地区担当ケースワーカー	

生活保護とはどのような制度か？

- 私たちは一生の間に、病気やケガにより、または、自身の失業や生計を支えている家族との離別または死別といった様々な事情により、自立した生活ができなくなることがあります。
- 生活保護とは、そのような事情があった場合などに、日本国憲法第25条第1項が定める「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という理念に基づき、すべての日本国民が自立した生活が営めるよう、一定の給付が受けられることを法律上の権利として保障した国の制度です。

生活保護を受けるには～申請保護の原則～

- 生活保護を希望される方は、お住まいの地域の福祉事務所で申請を行ってください（ただし、緊急の場合など、他の地域で保護を受けられる場合や、福祉事務所が職権で保護を行う場合があります。）。
- 生活保護の申請は、本人または同居の親族、扶養義務者が福祉事務所に申請書を提出する方法で行います。申請には扶養義務者や同居の親族の同意および申請書以外の書類の提出は不要です（ただし、申請書以外の必要な書類を持参していただいた方が、手続きがスムーズです）。
- 暴力団員および暴力団関係者は生活保護を受けることができません。

せいかつほご

さいていせいかつひ

きじゅん

生活保護のしくみ①～最低生活費の基準～

- 生活保護は、厚生労働大臣が定めた『最低生活費』という基準と、
その『世帯の収入』を比較して、世帯の収入が最低生活費より少
ない場合に不足分を支給するものです。

せいかつほごひ しきゅう ぱあい
生活保護費が支給される場合

ふそくぶん せいかつほごひ
不足分（生活保護費）

せいかつほごひ しきゅう ぱあい
生活保護費が支給されない場合

せたいしゅうにゅう ■ 世帯の収入
さいていせいかつひ ■ 最低生活費

せいかつほご

せたい しゅうにゅう

生活保護のしくみ②～世帯と収入～

- 生活保護は、原則として、生活保護受給者となる個人ではなく、
同じ家に住んで生活（生計）を共にしている『世帯』を対象として
支給されます（世帯単位の原則）。
- 最低生活費と比較される『世帯の収入』には、世帯全員について
のあらゆる収入（給料、手当、賞与、年金、不動産収入、
株主配当、慰謝料、借入金、見舞金、仕送り、米、野菜、海産物と
いった食料品の支給など）がすべて含まれます。

生活保護の申請から決定までの流れ



- 生活保護に関する相談や申請は、お住まいの地域の福祉事務所（県振興局）で行います。なお、生活保護の申請は権利なので、窓口での相談時に、申請を妨げることはありません。また、一度申請が却下された場合でも、いつでも再申請ができます。
- 生活保護の申請は福祉事務所に申請書を提出する方法で行います。申請は申請書の提出のみで可能ですが、他の必要書類もご持参いただいた方が、手続きがスムーズに進みます。
- 生活保護申請後は、福祉事務所の職員が申請者宅などに訪問し、世帯員の確認、生活歴、暴力団員等でないか、保有資産、生活保護制度以外に活用可能な制度がないかの確認を行います。

また、特別の事情がある場合を除き、申請者世帯の親族の存在や扶養の可能性などを調査します。
- 調査の結果を踏まえ、生活保護の開始または却下の決定が行われます。
- いずれの決定も福祉事務所から書面で通知されます。この通知は申請から14日以内（調査に時間を要する場合は30日以内）に行われなければならぬと法律で定められております。

生活保護の種類および内容について

○ 生活保護には、大きく分けて以下の8種類の扶助があります。

- ① 生活扶助　　日常生活のために一般に必要となる食費や光熱費のほか、冷暖房器具の購入費用など、生活のために一時的に必要となる費用
- ② 住宅扶助　　現在お住いのアパート等の家賃や地代のほか、住居のない方が新たにお住いを見つけられる際の敷金および礼金等の費用
- ③ 医療扶助　　病院に支払う病気やケガの治療代や薬代などの費用、医療器具（コレセットやメガネ等）を購入するための費用
- ④ 教育扶助　　義務教育を受けている児童・生徒のための教材代、学用品費、給食費、通学用品代、通学のための交通費などのほか、校外活動参加費や学習支援費などの費用（課外学習や部活動のための費用）
- ⑤ 介護扶助　　介護サービスを利用するための費用
- ⑥ 出産扶助　　出産に関する費用
- ⑦ 生業扶助　　就職のために直接必要な費用（資格取得の費用など）、小規模な自営業を営むために必要な資金や道具代などの費用、高等学校等への就学のための費用（高等学校の学費等）
- ⑧ 葬祭扶助　　葬儀を行ったための費用

生活保護費の加算について

- 生活保護費（生活扶助）は以下の場合等に加算（増額）されることがあります。詳しくは福祉事務所にご相談ください。
 - ① 障害者加算 障害基礎年金を受給可能な程度の障害がある障害者がいる世帯の場合
 - ② 母子加算 ひとり親世帯（父子家庭を含む。）の場合
 - ③ 児童養育加算 児童（18歳未満の子等）を養育している世帯の場合
 - ④ 介護保険料加算 世帯に介護保険の第1号被保険者がいる場合（年金から介護保険料が控除できない者がいる場合に限る。）

生活保護開始後に免除され得るもの

- 生活保護開始後は以下の負担等が免除される場合があります。具体的な免除の内容（免除の対象）および手続きの方法は、町村役場にご相談ください。
 - ① 国民年金の保険料
 - ② NHKの受信料
 - ③ 公立の幼稚園・保育園の利用料
 - ④ 固定資産税、住民税、県民税などの税金
 - ⑤ 住民票など各種証明書を発行する際の手数料

生活保護の受給中に守っていただくこと

○ 健康状態に問題がなく働くことができる人は、少しでも多く

働くいて収入を増やし、病気やケガで働けない人は、まずは健康になれるよう医師等の指導に従って療養に専念してください。

○ ケースワーカーが生活保護法の目的を達成するために行う指導ま

たは指示（書類の提出を求められた場合を含む。）に従ってください。

また、生活保護受給中に収入や資産を得た場合には、速やかに福祉事務所に報告してください。

○ 親、子、兄弟姉妹といった扶養義務者から支援を受けられる可能性

がある場合には援助を受けてください（金銭の援助だけでなく、親戚付き合いといった精神的な援助を含みます。）。

また、各種年金、手当、障害者手帳、自立支援医療など生活保護以外の制度が活用できる場合には、それらを生活保護より優先して活用（利用）してください。

このほか、土地・建物、自動車、解約返戻金のある生命保険等といった資産については、生活費とするため、生活保護開始決定後に原則として活用（処分）していただきます（保有が容認されたものを除く。）。

なお、生活保護申請前に親族などに援助を要請し、または資産の活用を行わなければ生活保護の申請ができないということはありません。

生活保護申請が却下された場合について

- 生活保護の受給は国民の権利であり、正当な理由なく必要な給付が受けられなかった場合のために救済制度が設けられています。
- 生活保護申請が却下された、または生活保護申請を行ったが福祉事務所から30日以上返答がない場合には、行政不服審査法に基づく不服申し立て（審査請求）を行うことができます。
- 審査請求は県知事あてに書面（審査請求書）を提出して行い、県知事は福祉事務所の判断に違法または不当な点がないか審査します。

生活保護に関する相談先について

- 現に生活に困っている、または、生活保護制度について知りたいといった、生活保護に関する相談を希望する方は、お住まいの地域の福祉事務所にご相談ください。
- 福祉事務所は、県内の市については市役所の中に、町村については県振興局（支所を含む）のなかに設置されており、また、お住まいの地域の町村役場でも生活保護に関する相談を行ることができます。
- ケースワーカーなど福祉事務所の職員はすべて公務員であり、相談について守秘義務が課されているため、相談の秘密は必ず守られます。

生活保護に関するよくある質問について

Q. 土地・建物や自動車を保有していると生活保護を受けられない?

A. そのようなことはありません。生活保護受給後は原則として

土地・建物や自動車といった資産は、生活費とするために売却等

して活用していただくことになりますが、申請時にそれらを保有していることのみをもって、生活保護が受給できないということはありません。

なお、自動車については、就労による短期の保護廃止が見込める場合には、一定の期間処分を保留できます。

Q. 生活保護を申請すると親族等に必ず連絡が行く?

A. 親、子、兄弟姉妹といった民法上の扶養義務者がいる場合に

は、原則として、申請時に『扶養照会』という連絡を行います。

ただし、扶養義務者と10年以上音信不通である、DVや虐待の可能性があるといった理由により、扶養照会を行わない場合があります。

そのような事情があると思われるときは、生活保護の申請時に福祉事務所の職員にそのことをお伝えください。

わかやまけんない ふくしじむしょいちらん ちょうそんぶ
和歌山県内の福祉事務所一覧（町村部）

かいそうしんこうきょくけんこうふくしふ きみのちょう
① 海草振興局健康福祉部（紀美野町）

かいなんしおおのなか
〒 642-0022 海南市大野中939

いとしんこうきょくけんこうふくしふ ちょう くどやまちょう こうやちょう
② 伊都振興局健康福祉部（かつらぎ町、九度山町、高野町）

はしもとしこうやぐちょうなごそ
〒 649-7203 橋本市高野口町名古曾927

ありだしんこうきょくけんこうふくしふ ゆあさちょう ひろがわちょう ありだがわちょう
③ 有田振興局健康福祉部（湯浅町、広川町、有田川町）

ゆあさちょうゆあさ
〒 643-0004 湯浅町湯浅2355-1

ひだかしんこうきょくけんこうふくしふ みはまちょう ひだかちょう ゆらちょう いなみちょう ひだかがわちょう
④ 日高振興局健康福祉部（美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町）

ごぼうしゆかわちょうたから
〒 644-0011 御坊市湯川町財部859-2

にしむろしんこうきょくけんこうふくしふ ちょう しらはまちょう かみとんだちょう ちょう
⑤ 西牟婁振興局健康福祉部（みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町）

たなべしあさひがおか
〒 646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1

ひがしむろしんこうきょくけんこうふくしふ なちかつうらちょう たいじちょう きたやまむら
⑥ 東牟婁振興局健康福祉部（那智勝浦町、太地町、北山村）

しんぐうしみどりがおか
〒 647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8

ひがしむろしんこうきょくけんこうふくしふくしもとしょ こざがわちょう くしもとちょう
⑦ 東牟婁振興局健康福祉部串本支所（古座川町、串本町）

くしもとちょうにしむかい
〒 649-4122 串本町西向193

す ちいき ちょうそんやくば せいかつほご そうだん おこな
※ お住まいの地域の町村役場でも、生活保護の相談を行なうことができ
ます。

わかやまけんない ふくしじむしょいちらん しぶ
和歌山県内の福祉事務所一覧（市部）

① 和歌山市役所 生活支援第1課・第2課

〒 640-8511 和歌山市七番丁23番地

② 橋本市役所 福祉課

〒 648-8585 橋本市東家一丁目1番地1

③ 有田市役所 福祉課

〒 649-0392 有田市箕島50番地

④ 御坊市役所 社会福祉課

〒 644-8686 御坊市藪350番地2

⑤ 岩出市役所 社会福祉課

〒 649-6292 岩出市西野209番地

⑥ 海南市役所 社会福祉課

〒 642-8501 海南市南赤坂11番地

⑦ 紀の川市役所 社会福祉課

〒 649-6492 紀の川市西大井338番地

⑧ 田辺市役所 福祉課

〒 646-8545 田辺市東山一丁目5番1号

⑨ 新宮市役所 健康福祉部 福祉課

〒 647-8555 新宮市春日1番1号

